

多摩市子ども・若者支援に関する調査

日頃より市政にご理解とご協力をたまわり、誠にありがとうございます。

多摩市では、令和4年4月1日に「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を施行し、子ども・若者（条例ではおおむね30歳代までの市民と定義しています）を誰一人取り残さずに、大切にすまちを目指し、様々な子ども・若者施策を進めております。

本調査は、これからの子ども・若者支援施策に役立てるため、皆さんから見た「子どもや若者の生活」や「地域のこと」、「あなた自身のこと」等をお聞きするものです。

調査票は、住民基本台帳に登録されている、40歳～69歳（令和5年4月1日時点）の人から、1,000人を無作為に抽出し、協力をお願いしています。回答いただいた内容で、個人が特定されたり、回答内容が他の人に漏れたりすることは一切ありません。集計した結果については、市の子ども・子育てに関する計画やその他、市の施策などの検討資料として使わせていただきます。

ご多用のことと存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和5年12月 多摩市長 阿部 裕行

【 ご回答にあたってのお願い 】

1. アンケートは、宛名のご本人がご回答ください。
 2. ご回答は、選択肢に丸をつけてお選びいただく場合と、数字などをご記入いただく場合がございます。
 3. 選択肢の場合、お選びいただく数が設問によって異なりますので、注意書きにしたがってご回答ください。
 4. 設問によってご回答いただく方が限られる場合がありますので、ことわり書きや矢印にしたがってご回答ください。回答が難しい質問や自分には当てはまらないと思った質問はとばして、次の質問にお進みください。
- 5-1. スマートフォンやパソコンからご回答いただく際は、右下のQRコードを読み取り、**1月19日（金）**までにご回答をお願いします。
- ※二重で回答しないように、パソコンやスマートフォンから答えたときは、お手数ですが、この調査票は破棄してください。
- ※データ通信料は回答される方のご負担となりますのでご注意ください。
- URL : https://www15.webcas.net/form/pub/websurvey/tama_e-2_shien
- ※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です
- 
- 5-2. 紙の調査票でのご回答が済みましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒（切手はいりません）に入れて**1月19日（金）**までに投かんしてください。

●ご不明な点、調査に関するお問い合わせは、こちらにお願いいたします。
多摩市役所 子ども青少年部 児童青少年課 子ども・若者育成係
電話 042(338)6958
FAX 042(372)7988

令和4（2022）年4月に施行された「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」についてお伺いします。

※本調査票では、「子ども」はおおむね中学生世代まで、「若者」は高校生世代から30歳代までとしてそれぞれの設問にご回答ください

問1 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を知っていますか。（○は1つ）

1. 聞いたことがあり、内容も知っている
2. 聞いたことはあるが、よく知らない
3. 聞いたことはない → 問2（2ページ）にお進みください

→【問1で「1. 聞いたことがあり、内容も知っている」「2. 聞いたことはあるが、よく知らない」と答えた方にお伺いします。】

問1-1 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」をどのような方法で見たり聞いたりしますか？（あてはまるものすべてに○）

1. リーフレット
2. ポスター
3. 家族や友人の話
4. 多摩市公式ホームページ
5. たま広報
6. X（旧 Twitter）
7. YouTube
8. 市内パネル展示
9. その他〔具体的に： _____ 〕

問2 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」には、次のような6つの子ども・若者の権利が示されています。

1. 生きる権利	住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなど、命が守られること
2. 育つ権利	能力を伸ばして成長できるように学び、遊ぶこと
3. 守られる権利	紛争に巻き込まれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られること
4. 抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利	抱える困難に応じて必要な支援を受けること
5. 意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利	自分の考えや思いを表明し、まちづくりに参画すること
6. 自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押しされながら成長する権利	自らの意思で挑戦し、挑戦を後押しされながら成長すること

問2-1 6つの子ども・若者の権利のうち、「子どもや若者」にとって大切だと思うものがありますか。あてはまるものを最大3つまで選び、大切だと思う順にその番号と理由を書いてください。

番号	大切だと思う理由

問2-2 6つの子ども・若者の権利のうち、現在の「子ども・若者」にとって守られていないと思うものがありますか。

あれば最大3つまで選び、守られていないと思う順にその番号と理由を書いてください。

番号	守られていないと思う理由

『子どもや若者の生活』についてお伺いします

※子どもや若者とお住まいでない方は、身近な子どもや若者（近所の子どもや若者、親戚など）についてお答えください

問3 あなたは、「子ども」がどのような事柄に困っていたり、悩んでいると思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

1. 勉強のこと	2. 学校に関すること
3. 習い事に関すること	4. 家事や家族のお世話のこと
5. 家族のこと	6. 友だちのこと
7. 将来のこと	8. 自分の身体や性格のこと
9. 性的指向・性自認に関すること	10. お金に関すること
11. その他〔具体的に：	〕
12. 困っていることや悩んでいることは特にな	
13. わからない	

問4 あなたは、次の中で「若者」が不安に思うこと、悩んでいることは何だと思いますか。

（あてはまるものすべてに○）

1. 課題・勉強のこと	2. 学校のこと
3. 習い事・趣味のこと	4. 家事のこと
5. 介護のこと	6. 育児のこと
7. 職場や仕事のこと	8. 家族のこと
9. 友人のこと	10. 配偶者やパートナーのこと
11. 職場の人間関係	12. 将来のこと
13. 自分の身体のこと	14. 自分の性格のこと
15. 性的指向・性自認に関すること	16. お金のこと
17. その他〔具体的に：	〕
18. 困っていることや悩んでいることは特にな	
19. わからない	

問5 あなたは子どもや若者の話を聞くこと（気持ちを受け止めること）ができていますか。

（○は1つ）

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1. できている | 2. だいたいできている |
| 3. ほとんどできていない | 4. できていない |
| 5. 子どもや若者と関わることがない | 6. わからない → 問6にお進みください |

【問5において「1. できている」または「2. だいたいできている」と答えた方にお伺いします。】

問5-1 その具体例や工夫していることは何ですか。

具体的に：

【問5において、「3. ほとんどできていない」または「4. できていない」と答えた方にお伺いします。】

問5-2 その理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

- | |
|---------------------------------|
| 1. 話を聞く時間をとることができないから |
| 2. 自分の気持ちや意見を言うことが少ないから |
| 3. 聞くよりも伝えることのほうが多いから |
| 4. どのように聞いたり受け止めたりすればよいかわからないから |
| 5. その他〔具体的に： _____ 〕 |

問6 子どもや若者にとってほっとできる場所はどこだと思いますか。（あてはまるものすべてに○）

子ども

- | | | | |
|--------------------------------------|------------|---------------|-------|
| 1. 自分の家 | 2. 親戚の家 | 3. 友だちの家 | 4. 学校 |
| 5. 学童クラブ・児童館・放課後子ども教室 | 6. 塾・習いごと先 | 7. 地域の図書館や公民館 | |
| 8. 子ども・誰でも食堂などの地域の居場所 | 9. 公園 | 10. 飲食店 | |
| 11. カラオケボックス・ゲームセンター・インターネットカフェ | | | |
| 12. インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲーム） | | 13. わからない | |

若者

- | | | | |
|--------------------------------------|---------------|-----------|-------|
| 1. 自分の家 | 2. 親戚の家 | 3. 友人の家 | 4. 学校 |
| 5. 塾・習いごと先 | 6. 地域の図書館や公民館 | 7. 職場 | |
| 8. 子ども・誰でも食堂などの地域の居場所 | 9. 公園 | 10. 飲食店 | |
| 11. カラオケボックス・ゲームセンター・インターネットカフェ | | | |
| 12. インターネット空間（SNS、YouTube やオンラインゲーム） | | 13. わからない | |

『子どもや若者の相談』についてお伺いします

問7 子どもや若者は、困ったり悩んだりしたとき誰に相談したいと思いますか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 親	2. 配偶者・パートナー	3. 兄弟姉妹
4. 親戚	5. 友人	6. 職場の人
7. 学校の先生	8. 習いごとの先生・コーチ	9. 地域の人
10. SNS上の友だち	11. その他〔具体的に：	〕
12. 相談したいと思わない		

『地域のこと』についてお伺いします

問8 あなたが参加するボランティア活動や町内会・自治会活動など、地域の活動や行事・イベントに子どもや若者は参加していますか。(○は1つ)

1. 参加している	2. だいたい参加している	
3. ほとんど参加していない	4. 参加していない	→ 問8-4 (6ページ) にお進みください
5. 自分自身が参加していないためわからない		→ 問9 (6ページ) にお進みください

【問8において「1. 参加している」または「2. だいたい参加している」と答えた方へお伺いします。】

問8-1 地域で何かを決めるとき、子どもや若者の意見を聞いていると思いますか。(○は1つ)

1. 聞いていると思う	2. だいたい聞いていると思う	
3. ほとんど聞いていないと思う	4. 聞いていないと思う	→ 問9 (6ページ) にお進みください
5. わからない		

【問8-1において「1. 聞いていると思う」または「2. だいたい聞いていると思う」と答えた方へお伺いします。】

問8-2 子どもや若者から聞いた意見を実際に反映させたり、実現することができますか。

(○は1つ)

1. できている	2. だいたいできている	
3. ほとんどできていない	4. できていない	→ 問8-3 (6ページ) にお進みください
5. わからない		

→「1. できている」「2. だいたいできている」「5. わからない」と回答した方は、問9 (6ページ) へお進みください

【問8-2において「3. ほとんどできていない」または「4. できていない」と答えた方へお伺いします。】

問8-3 その理由について、自由に記載してください。

自由記述

【問8において「3. ほとんど参加していない」または「4. 参加していない」と答えた方へお伺いします。】

問8-4 どのようにすれば、子どもや若者が参加すると思いますか。自由に記載してください。

自由記述

『あなた自身のこと』についてお伺いします

問9 あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

1. 男性
2. 女性
3. その他 (どちらともいえない・わからない・答えたくない)

問10 あなたの令和5年4月1日時点での年齢をおしえてください。(○は1つ)

- | | |
|------------|------------|
| 1. 40歳～44歳 | 2. 45歳～49歳 |
| 3. 50歳～54歳 | 4. 55歳～59歳 |
| 5. 60歳～64歳 | 6. 65歳～69歳 |

問11 次にあげられたことの中で、あなた自身にあてはまると感じるものをお答えください。
(それぞれ○は1つ)

	あてはまる	あてはまる どちらかといえば	あてはまらない どちらかといえば	あてはまらない
1. 自分のことが好きだ	1	2	3	4
2. 自分の家族から大切にされていると思う	1	2	3	4
3. 友人から大切にされていると思う	1	2	3	4
4. うまくいくかわからないことでも意欲的に取り組む	1	2	3	4
5. 周りの人や社会の役に立つようなことをしたい	1	2	3	4
6. 今の生活が充実している	1	2	3	4
7. よりよい未来を迎えられるように努力している	1	2	3	4

問12 あなたは誰と暮らしていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 父	2. 母	3. 祖父	4. 祖母	5. 兄弟姉妹
6. 配偶者・パートナー	7. おじ	8. おば	9. 子ども	
10. 孫・ひ孫	11. 一人暮らし	12. その他		

問13 あなたは、多摩市に住んでどのくらいになりますか。(○は1つ)

1. 1年未満	2. 1年以上5年未満	3. 5年以上10年未満	4. 10年以上
---------	-------------	--------------	----------

問14 お住まいの地区はどちらですか。(○は1つ)

1. 関戸、一ノ宮地区	2. 連光寺、聖ヶ丘地区
3. 桜ヶ丘地区	4. 和田、百草、東寺方、落川地区
5. 愛宕、乞田、貝取(番地)地区	6. 馬引沢、諏訪地区
7. 永山地区	8. 貝取(1～5丁目)、豊ヶ丘地区
9. 落合、鶴牧、南野地区	10. 唐木田、中沢、山王下地区

最後に、令和4年4月に施行した、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を紹介いたします。こちらをお読みください。

多摩市

子ども・若者の権利を保障し 支援と活躍を推進する条例

多摩市では、「子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にすまち・多摩市」を目指して、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を制定しました。

子ども・若者（おおむね30歳代までの市民）が主役の条例です。

条例のポイントについてご紹介します。

基本理念

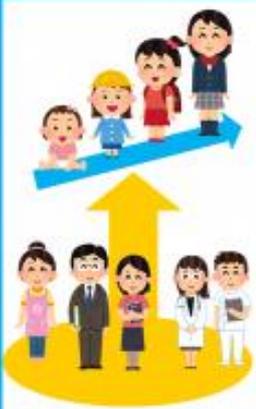
子ども・若者の権利

市民の役割

市の役割



基本理念【第3条】

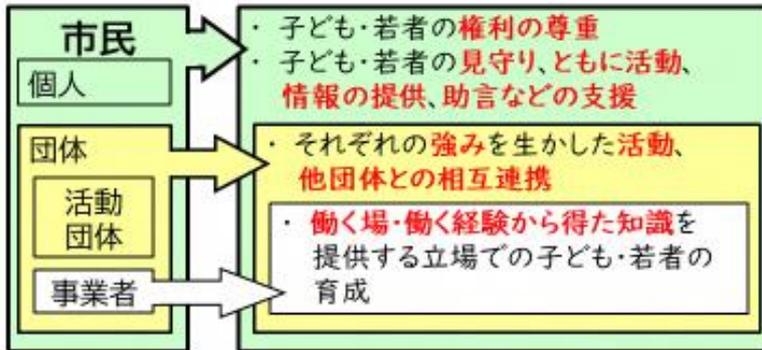
<p>1 子ども・若者の 権利の保障</p>  <p>子ども・若者にとって最も良いことは何かを考え、子ども・若者の権利を尊重します。</p>	<p>2 切れ目のない 支援</p>  <p>子ども・若者の成長や状況などに応じて、支援が受けられるようにします。</p>	<p>3 意見表明・ まちづくり参画</p>  <p>子ども・若者が自分の考えを伝えることや、まちづくりに参画できるようにします。</p>	<p>4 様々な主体の 相互協力・相互支援</p>  <p>子ども・若者を含めた多摩市のみんなが、お互いに協力し合い、支え合う関係をつくります。</p>
--	---	--	--

子ども・若者の権利【第4条】

<p>生きる権利、育つ権利、 守られる権利、 抱える困難に応じて 必要な支援を受ける権利</p>  <p>命が守られること、能力を伸ばして成長できるように学び、遊ぶこと、暴力から守られることなどの基本的な権利があり、必要な支援を受ける権利があります。</p>	<p>社会の一員として、 意見を表明し、 暮らしやすいまちの実現 に向けて参画する権利</p>  <p>自分の意見を伝えるのが得意な人も、苦手な人も、考えや思いを相手に伝える権利があり、まちづくりに参画する権利があります。</p>	<p>結果にとらわれず、 自らの意思で挑戦し、 その挑戦を後押し されながら成長する権利</p>  <p>挑戦の内容は、人それぞれ違います。まだやったことのないことや、難しいことへの取り組みは、たとえ失敗しても、成長につながる大切な経験です。</p>
--	--	---

市民の役割【第5条】

*市民=市内在住・在勤・在学の方、市内で活動している方・団体、市内の事業者



市の役割【第6条】

- ・ 基本理念にのっとった、総合的・具体的な施策と推進体制
- ・ 基本理念の周知啓発
- ・ 市と市民、市民同士の連携に向けた取り組み

多摩市は、皆様と一緒に、子ども・若者を誰一人取り残さずに大切にすまちの実現を目指して、様々な取り組みを進めてまいります。

アンケート調査にご協力いただき、ありがとうございました。